平成２６年（フ）第１２２号
北海道釧路郡釧路町中央２丁目47番地
破産者　株式会社一守屋
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
千葉県成田市本城142番地２　第２コーポおおとり荘205
破産者　小川　照二
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８１０４号
東京都墨田区墨田２丁目２番７号、旧本店所在地東京都港区新橋２丁目16番１―1023号
破産者　株式会社ベンチャーリース
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１０５号
東京都江戸川区松江５丁目20―20―302
破産者　日高芳夫こと　高　　芳權
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９８号
千葉県習志野市谷津２丁目３番33号ファミーユ津田沼Ｂ―103号
破産者　有限会社コスモアート
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８３号
静岡県藤枝市水守459番地の１
破産者　有限会社藤枝特殊合板
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１２号
静岡県牧之原市勝俣999番地
破産者　ＣＡＳＡ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０５号
名古屋市緑区桃山１丁目78番地
破産者　有限会社カームイン桜台
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２号
三重県名張市夏見25番地
破産者　株式会社エムズアイ
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第７４号
三重県名張市上長瀬2920番地
破産者　有限会社ハノチ米穀店
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２１０号
京都市右京区西京極郡町109番地ロフティ西京極208号
破産者　株式会社ＫＹＯＴＯ　ＦＡＣＴＯＲＹ
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２２号
兵庫県三田市中町７番35号カヤマ興産ビル301号室
破産者　有限会社ベクトルシビルプラン
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６４号
北海道旭川市大町２条15丁目577番地の39
破産者　有限会社英夢
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
青森市青柳１丁目８番12号
破産者　株式会社みつる屋
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
青森市古川１丁目15番１号
破産者　有限会社マチニク
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
秋田県鹿角市花輪字下中島137番地
破産者　株式会社菅田電器商会
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第８号
栃木県大田原市美原２丁目3230番地４
破産者　有限会社高橋酒販店
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４０号
横浜市中区太田町１丁目11番地の３
破産者　有限会社ソシアルカンパニー
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９号
金沢市神谷内町ホ21―４、開始決定時の住所金沢市古府町南971番地７、商業登記簿上の本店所在地金沢市藤江北２丁目322番地
破産者　チューリップホームズ有限会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６４号
長野県安曇野市穂高8538番地７
破産者　有限会社エイエフエス
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３１号
長野県大町市常盤6905番地13
破産者　日本炭材株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９号
鳥取県米子市法勝寺町63番地
破産者　株式会社アカシヤ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部